

「教育原理」授業報告

烏田直哉*

はじめに

本稿の目的は、教育学部教育学科の専門科目である「教育原理」(教育学科学校教育・保育専攻、春学期・木曜日・5限)で行った講義について、その概要を報告するとともに、受講者の教職課程履修に対する意識を明らかにすることである。

平成27年12月21日、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」¹⁾が示された。その中で、「教職課程における科目の大きくくり化及び教科と教職の統合」²⁾について言及され、これまでの「教科に関する科目」「教職に関する科目」の科目区分を撤廃するとの方針が示された。これをうけて、平成28年11月28日、教育職員免許法が改正され、同法別表一中、「大学において修得することを必要とする最低単位数」が「教科及び教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」に二分されるなどの変更がみられ、平成31年4月1日から施行される。また、同答申の中では、「教員育成指標」の整備についてふれ、「大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針」を「教職課程コアカリキュラム」とし、教員養成の全国的な水準についてその必要性を説いている³⁾。

同答申後、平成28年8月、「教職課程で共通的に身につけるべき最低限の学修内容について検討する」⁴⁾のために「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が設置された。これまで(平成29年8月時点)、同検討会は5回の議論を重ね、平成29年6月29日、「教職課程コアカリキュラム(案)」を示している⁵⁾。この案において、「教職課程コアカリキュラム」とは、「教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すもの」⁶⁾とされている。具体的には、例えば「教育の基礎的理解に関する科目」に含めることが必要な事項として、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」を挙げている⁷⁾。全体目標として、教育の基本的概念や理念、教育の歴史や思想、教育や学校の営みの変遷を理解することが示され、さらに、【表1】のような「一般目標」・「到達目標」を提示している。

【表1】「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」の目標

一般目標	到達目標
(1)教育の基本的概念 教育の基本的概念を身に付けるとともに、教育を成り立たせる諸要因とそれら相互の関係を理解する。	1)教育学の諸概念並びに教育の本質及び目標を理解している。 2)子供・教員・家庭・学校など教育を成り立たせる要素とそれらの相互関係を理解している。
(2)教育に関する歴史 教育の歴史に関する基礎的知識を身に付け、それらと多様な教育の理念との関わりや過去から現代に至るまでの教育及び学校の変遷を理解する。	1)家族と社会による教育の歴史を理解している。 2)近代教育制度の成立と展開を理解している。 3)現代社会における教育課題を歴史的な視点から理解している。
(3)教育に関する思想 教育に関する様々な思想、それらと多様な教育の理念や実際の教育及び学校との関わりを理解している。	1)家庭や子供に関わる教育の思想を理解している。 2)学校や学習に関わる教育の思想を理解している。 3)代表的な教育家の思想を理解している。

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会「教職課程コアカリキュラム(案)」,平成29年6月29日、9頁より作成 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/shiryo/1388304.htm :平成29年8月5日閲覧)

* 東海学園大学教育学部

こうした、いわば教職課程における講義内容の平準化についてはしばらく措く。本稿では、筆者が行った講義の実施報告を行うとともに、これを、上述した教員養成改革、上表に示された目標と照らし合わせ改善点を探る。

1. 講義概要

(1) 本講義科目について

まず、本講義科目の位置づけについて、「履修の手引き」で確認する。「教育原理」は「保育原理」とともに、教育学部における「専門科目群」中の「基礎科目」に位置づけられている(2単位)⁸⁾。教育学部の卒業要件として、これら「基礎科目」は「選択必修2単位以上」を修得することが定められている⁹⁾。また、教員免許取得にあたり「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」を教授する必修科目、保育士資格取得にあたっては「保育の本質・目的に関する科目」として位置付けられており、学校・保育・養護教諭専攻の学生の全員が受講することになる。

つづいて、「授業概要」について述べる。「授業概要」は以下のように示してある¹⁰⁾。

教育のあり方は、教育思想、制度、教育方法・技術など、教育を与える側のあらゆる面で変化をとげた。また、子どもが過ごす場である家庭、地域のあり方も同じく変化する。これら社会の変化とともに教授—学習のあり方もそれに規定され、変化してきたと言えよう。教職を目指す学生にとって、子どもを取り巻く現代の環境がいかなる状況であり、またどのような課題を孕んでいるのかについて考察することは必須である。そこで、本講義では、教育の意義、目的・目標及び理念、教育の歴史と思想(西洋・日本)、教育の諸分野、現代の教育問題等について講義し、教師として必要な教職教養の基礎的知識の修得に努める。

この目的に沿い、「到達目標」として、①「教育の意義、目的・目標及び理念について理解し、説明することができる。」、②「教育の歴史及び思想について理解し、説明することができる。」、③「教育の諸分野、現代の教育問題等について理解し、説明することができる。」、④「教育について教師として自ら考え、自らの意見をもつことができる。」の4点が掲げられている¹¹⁾。

講義を進めるにあたり、受講者の理解を促すため、次のようなセクションに分けて展開した。第一は、教育の基本的概念に関するセクションである。ここでは、教育の語義、あるいは「陶冶・教化・形成」など、教育学の諸概念や教育の本質についての講義を行った。第二は、家庭・学校・地域におけるそれぞれの教育目的・目標や理念を、制度的側面を中心に学修するセクションである。ここでは、公教育の成立と展開、学校教育の抱える諸問題などについてふれ、必要に応じて現代の教育問題をも交えながら講義を行った(後述)。第三は、教育の歴史や思想に関するセクションである。ここでは教育史上の人物を取り上げ、彼等の業績や思想的特徴に関する講義を行った。

(2) 講義内容の一部

おもに講義形式で授業を進めた。以下、上記のうち、第二に示した、家庭・学校・地域におけるそれぞれの教育目的・目標や理念、とりわけ学校教育を中心に、その講義内容を紹介する。教育の目的・目標及び理念について、日本国憲法、教育基本法、学校教育法の主要条文を配付して講義を行った。

まず、日本国憲法第26条中、教育を受ける権利、子に普通教育を受けさせる義務、義務教育の無償の三点について示し、その原則が、各法律においてどのように規定されているのかを図で示した。教育を受ける権利については、教育基本法第4条において再度明記されていること、また同法5条では教育を受ける機会を保障する国や地方公共団体の役割について示されていることを押さえた。さらに、これを具体化するため、例えば学校教育法第38条においては、市町村が小学校を設置する義務があること

を説明した。以下、省略するが、このように、法規上の基本的な関係について解説する際、【図1】のような板書計画に基づいて講義を行った。このような板書を通して、条文間の関係性を視覚的に捉えることができるよう工夫した。さらに、これらの関係性について、受動的に聞くだけでなく、能動的に咀嚼できるよう、条文を引用しながら文章で整理するようレポートの提出を求めた。

さらに、法規上の基本構造が、実社会においてどのように現れているのかをねらい、実際の就学通知書を提示するなどして、法が運用されている現実について理解させた。また、いくつかの新聞記事を配付し、教育政策の動向や学校教育現場においてクローズアップされている問題点などを示した。（【図2】参照）¹²⁾。

憲法	法律	
日本国憲法	教育基本法	学校教育法
<p>《第26条》①「…法律の定めるところにより…教育を受ける権利を有する」</p> <p>→教育を受ける権利の明記</p>	<p>《第4条》①「すべて国民は…教育を受ける機会を与えられなければならない…」</p> <p>→教育の機会均等の原則</p> <p>《第5条》③「国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し…」</p> <p>→国・地方公共団体による教育を受ける機会の保障</p>	<p>《第38条》①</p> <p>→市町村に対して小学校を設置する義務を明記</p>
<p>②「…法律の定めるところにより…普通教育を受けさせる義務を負ふ」</p> <p>→子に教育を受けさせる義務（義務教育）明記</p>	<p>《第5条》①「…別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務」</p> <p>→子に教育を受けさせる義務（義務教育）確認</p>	<p>《第16条》①・《第17条》①</p> <p>→子に対して教育を受けさせる保護者の義務を確認</p>
<p>②「義務教育は…無償」</p> <p>→義務教育無償の明記</p>	<p>《第5条》④「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育…授業料を徴収しない…」</p> <p>→義務教育無償の確認</p>	<p>《第6条》①</p> <p>→国公立の義務教育については授業料を徴収しないことの確認</p>
	<p>《第6条》①「法律に定める学校は、公の性質を有する…国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置…」</p> <p>→「法律に定める学校」：「公の性質」</p> <p>→設置者は国・地方公共団体・法律に定める法人のみ</p>	<p>《第1条》①</p> <p>→「法律に定める学校」の明記（9種類）</p> <p>《第2条》①</p> <p>→「法律に定める学校」の確認</p> <p>→「法律に定める法人」の規定</p>
		<p>《5条》①</p> <p>→設置者管理主義の原則</p> <p>→設置者負担主義の原則</p>

【図1】板書計画の一部

2. 受講者について、調査目的・方法等

受講者は、全員が教育学部教育学科の学校教育専攻もしくは保育専攻の学生であり、受講者数は137名であった。【図3】に各週の欠席者数、出席率を示した。

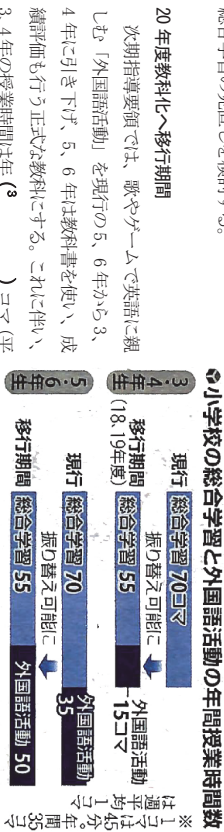
このうち、135名が1年生であり、調査に際しては、本人の同意とともに保護者の同意が得られたか否かについても確認する必要があると考え、アンケート配付の翌週に回収した。その結果、回収できた回答は106件、このうち、本人の同意を確認できなかった回答が5件、保護者の同意を確認できなかった回答が4件であった。以下、「3. 調査結果」では、これら9件を除外した97件について、その結果を示す。全受講者数137名のおよそ7割の回答である。主な質問項目は以下の通りである。

所属学部・学科／性別／学年／現在考えている卒業後の志望／採用試験等の受験を希望する自治体／シラバスの事前通読／教員等を志望した時期／教員等にならない場合の進路／教員等になろうと思ったきっかけ／教職課程履修への意欲／受講による意識の高まり／受講して得られたこと

小学英語 総合学習枠で 文科省容認 時間割余裕なく

『読売新聞』平成 29 年 5 月 25 日、朝刊 1 面

(1) 年度に実施される次期学習指導要領で小学校の英語が教科になることに伴い、文部科学省は 18 年(平成 30) 度から 2 年間に移行期間と定め、授業時間確保のため、(2) (総合学習)の一部を「英語」に振り替える措置を容認することに決めた。今夏にも関係省令を改正する。教員の多忙化もあり、授業時間を増やせない判断した。英語の教科化後についても、総合学習の見直しを検討する。



20年度教科化へ移行期間
 次期指導要領では、歌やゲームで英語に親しむ「外国語活動」を現行の5、6年から3、4年に引き下げ、5、6年は教科書を使い、成績評価も行う正式な教科化する。これに伴い、3、4年の授業時間は年(3) コマ(平均) 均週1コマ、1コマは45分、5、6年は現行の2倍の年(4) コマに増える。
 そのため文科省は教科英語にスムーズに移行できるよう、18年度から3~6年生で英語教育の充実を図ることとした。
 3、4年では外国語活動の時間を年15コマ設け、5、6年は授業時間数を15コマ増やし、年50コマとする。増えた授業時間については、年70コマある総合学習の一部を充てられるよう、(5) (省令)を改正する。
 時間割の運用は各学校に任されており、総合学習の時間を変更せずに、(6))や(7))、朝の学習を英語に充てることも可能だ。

11年度に実施された現行の指導要領では、「脱ゆとり教育」を目指して、小1~6年の総授業時間数を年5367コマから5645コマに増やした。次期指導要領で英語の教科化を相俟、授業時間数をさらに増やしたが、学校現場からは「時間割はすでに目いっぱい」との声が上がっていた。

教員の過重労働 負担は増やせず

小学校英語の教科化に向け、文科省が総合学習を英語に振り替えることを認める背景には、教員の過重労働がある。文科省が4月に公表した教員の勤務実態調査では、小学校教諭の3割、中学校教諭の6割が厚生労働省の「過労死ライン」に達していた。今回、英語の授業時間を純増させる方法もあったが、「現場の負担をこれ以上増やせない」(文科省幹部)と判断。「ゆとり教育」が目指した「(8))」の育成は、総合学習以外の教科や活動を通じて主体的、探究的な学習でも実現できるとみて振り替えに踏み切った。
 小学校の次期学習指導要領では、英語教育の拡充のほか、新たに(9))教育なども導入される。20年度以降についても、総合学習の削減を含め、全体の授業時間数を抜本的に見直す必要があるだろう。

今後は、教科としての英語を教えたことがない小学校教員の指導力育成も不可欠だ。3年後の教科化に向けて課題は多い。(教育部 朝来野祥子)

総合的な学習の時間 体験活動や探究的な学習を通じて、生きる力を養うため、小学校では学習内容を減らした2002年度の学習指導要領で導入された。「ゆとり教育」の象徴とされる。当初は週(10) コマ程度だったが、11年度実施の現行指導要領で、理数を中心に授業時間が増えたため、週2コマに削減された。

学校教育法施行規則

(昭和22年5月23日文部省令第11号 最終改正：平成29年4月28日号外文科省令第27号)

第4章 小学校

第2節 教育課程

〔教育課程〕

第50条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科(以下この節において「各教科」という。)、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

〔授業時数〕

第51条 小学校(第52条の2第2項に規定する中学校連携型小学校及び第79条の9第2項に規定する中学校併設型小学校を除く。)の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする。

〔教育課程の基準〕

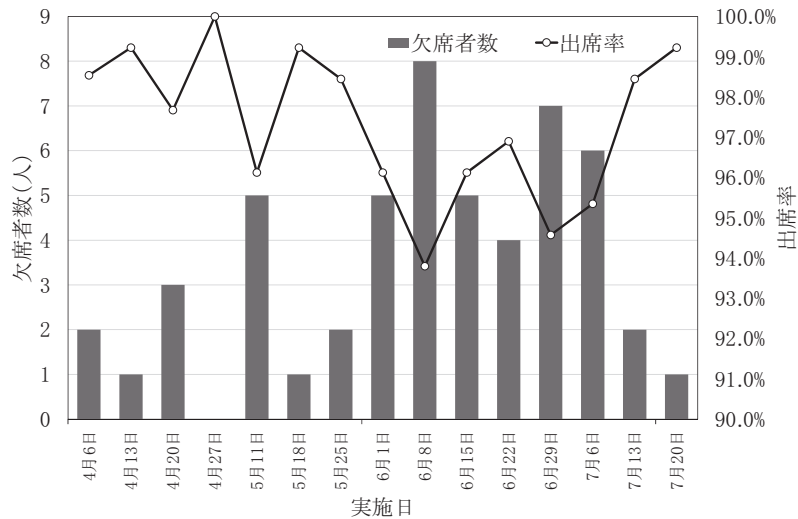
第52条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

別表第1(第51条関係)

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
国語	306	315	245	245	175	175
社会			70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科			90	105	105	105
生活	102	105				
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭			105	105	90	90
体育	102	105	105	105	90	90
道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数				70	70	70
総合的な学習の時間の授業時数	34	35	35	35	35	35
特別活動の授業時数	850	910	945	980	980	980
総授業時数						

1 この表の授業時数の一単位は、45分とする。
 2 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。
 3 第50条第2項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第2から別表第2の3まで及び別表第4の場合においても同様とする。)

【図2】 配付資料(新聞記事) 『読売新聞』2017年「小学英語 総合学習枠で」5月25日朝刊1面より



【図3】各週の欠席者数と出席率

3. 調査結果

【表2】は回答者97名の所属と性別を示したものである。学校教育専攻においては女性が男性の、保育専攻においては男性が女性の、ほぼ半数である。

【表2】回答者の属性

専攻	性別		性別 無記入等	計
	男性	女性		
学校教育専攻	41	20		61
保育専攻	10	23		33
専攻無記入等	1		2	3
計	52	43	2	97

【表3】は、「現在考えている卒業後の志望について」選択肢を与え、得た回答の結果を示したものである。なお、複数回答を可としたので、【表3】の数字は延べ数である¹³⁾。学校教育専攻において最も多かった回答は「小学校教諭」であり同専攻61名中の回答者のうち55名であり、およそ9割を占めている。続いて、「中学校教諭」が17名、「高等学校教諭」が10名であった。また、「幼稚園教諭(公立)」「幼稚園教諭(私立)」もそれぞれ4名、3名が選択した。保育専攻において最も多かった回答は「保育士(公立)」、ついで「保育士(私立)」であり、両者を合わせて延べ49名であった。「幼稚園教諭」と回答した者は、「保育士」に比べ若干少なく、公立・私立ともに20名を下回った。また、「認定こども園」「託児所等」を選択した者も10名前後あった。

【表3】卒業後の志望^{*1}

回答	保育士(公立)	保育士(私立)	幼稚園教諭(公立)	幼稚園教諭(私立)	認定こども園	託児所等	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	その他
専攻										
学校教育専攻	0	0	4	3	0	0	55	17 ^{*2}	10	1
保育専攻	26	23	19	18	13	7	2	0	0	2
無記入等	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0
計	26	23	23	21	13	7	59	18	11	3

※1 延べ数。

※2 「英語」16名、「英語、理科」1名

【表4】は、「上の問4で、①～⑩を選択した方にお聞きします。受験を希望する都道府県、市町村を、下の□に記入して下さい。」と尋ねて得られた結果を、愛知県、名古屋市、岐阜県、三重県など8つに分類し直して示したものである。複数回答可とし、【表4】の数字は延べ数である。学校教育専攻において最も多かった回答は「愛知県」「愛知」などであり、続いて「名古屋市」「名古屋」などの回答がみられた。愛知県以外では、「岐阜県」などが9名、「静岡県」「浜松市」などが6名と続いた。なお、「その他」の回答としては、「京都府」「神奈川」「広島県」「福岡」など、あるいは「まだきまっていない」「特になし」などの記述がみられた。保育専攻においては、愛知県、名古屋市、岐阜県、三重県で合わせて35名であり、回答者の大半が中部地方に集中しているといえる。

【表4】採用試験等受験希望地^{*1}

回答	愛知県	名古屋市	岐阜県	三重県	静岡県(浜松市)などの回答も含む	大阪府(大阪市)などの回答も含む	東京都	その他
専攻								
学校教育専攻	40	15	9	3	6	4	2	11
保育専攻	22	8	2	3			1	2
無記入等	1		1			2		
計	63	23	12	6	6	6	3	13

※1 延べ数

【表5】は、「『教育原理』受講に先だって、授業概要(シラバス)を読みましたか? 次のいずれかを選んで○印をつけて下さい。」として得られた回答の結果である。初回の授業においてシラバスを印刷して配付したのであるが、およそ半数ずつに回答が分かれ、教授者の伝達不足であった点を反省する。

【表5】授業概要(シラバス)事前通読

回答	はい	いいえ	計
専攻			
学校教育専攻	31	30	61
保育専攻	12	21	33
無記入等	2	1	3
計	45	52	97

【表6】は、「いつから教員になろう（あるいは教職課程を履修しよう）と考えていましたか？ 次の①～⑤の中から一つ選んで○印をつけて下さい。」として得られた回答の結果である。両専攻において最も多かった回答は「中学生のときから」であり、専攻無記入なども合わせて42名、およそ43.3%であった。ついで、「高校生のときから」との回答であり、同じく28名、およそ28.9%であった。中学校、高校のときからを合わせて72.2%に上る¹⁴⁾。

【表6】保育士、教員になろうと考えた時期

専攻	回答	時期					計
		小学生、あるいはそれ以前から	中学生のときから	高校生のときから	大学に入学してから	教員になるつもりはない	
学校教育専攻		14	26	19		2	61
保育専攻		9	14	8	2		33
無記入等			2	1			3
計		23	42	28	2	2	97

なお、「教員になるつもりはない」を選択した学生について、そう考えた時期を尋ねた所、いずれの回答も問8において「①大学に入学してから」と回答しており、問9の「教員にならない場合、どのような進路を考えていますか。」という問いに対して、具体的な職業を記入していた。

続いて、「上の問7で、①～④を選択した方にお聞きします。教員になろうと思ったきっかけは何ですか？ 下の□に記入して下さい。」と尋ね、回答を得た。これを1件ずつ検討し、【表7】のように集約した。【表7】から次の点を指摘できよう。学校教育専攻においてみられるのは、これまでの学校（小学校以上）生活の中で出会った恩師等の影響によるものが多く、回答者のおよそ半数を占めているとみることができる。回答例としては、「中学のコーチの指導に感銘を受け」「憧れている先生みたいになりたいと思ったから」「部活の顧問に憧れたから」など、「憧れ」が枕詞のように現れるケースが多くみられた。一方、保育専攻においては、「子どもが好き」「子どもと遊ぶのが好きだから」などの回答が最も多く、ついで幼稚園・保育所時代の恩師等の影響、あるいは職場体験を通して、保育士、幼稚園教諭を志望するケースが多かった¹⁵⁾。

【表7】保育士、教員になろうと思ったきっかけ

専攻	回答	きっかけ										計				
		幼稚園・保育所時代の恩師等	小学校時代の恩師等	中学校時代の恩師等	高校時代の恩師等	部活動の顧問等	その他恩師等	子どもが好き等	教えることが好き等	教員という職業への憧憬	親が教員や保育士等、親の影響		親や恩師、友人等の勧め	職場体験等	その他	無記入
学校教育専攻			7	6	1	2	16	2	5	5	3	3		5	6	61
保育専攻		3					4	8	1		1	1	7	4	4	33
専攻無記入等							2					1				3
計		3	7	6	1	2	22	10	6	5	4	5	7	9	10	97

【表8】は、「今後、教職課程を履修するにあたり、どのくらい意欲的ですか？ 次の①～④の中から一つ選んでお答え下さい。」と尋ねて得られた結果である。「少し意欲的である」が39件で40.2%、「とても意欲的である」が50件で51.5%であり、ほぼ9割の学生が今後の教職課程履修に意欲的であると捉えることができる。教育学部の1年次であるため当然の結果とは言えるが、この時点で約1割弱が「意欲的ではない」と考えている点は、看過できない。

【表8】教職課程履修に対する意欲

回答	意欲的でない	全く意欲的でない	あまり意欲的でない	少し意欲的である	とても意欲的である	無回答	計
専攻							
学校教育専攻	1		3	20	36	1	61
保育専攻			3	18	12		33
無記入等				1	2		3
計	1		6	39	50	1	97

最後に、教育原理の科目について、その有効性等について尋ねた。「『教育原理』を受講して、将来保育士、教員になる意識が高まったと思いますか？」と尋ねた結果、およびその理由を示したのが【表9】である。「少しそう思う」が50件で51.5%、「強くそう思う」が30件で30.9%であった。両者を合わせて8割を超えているが、2割の学生は本講義科目を通して、保育士や教員になる意識が高まったとはいえないと考えているようだ。その理由として、【表9】から、「講義で、面白くはない」「難しい」「ややこしい」「保育に必要なのがあまり実感ないから」などの言葉がみられた。今後、能動的、主体的な学修をすすめられるよう、工夫・改善が必要である。

【表10】は、「『教育原理』を受講して得られたことは何ですか？ 下の□に思ったことを自由に記入して下さい。」に対して得られた回答である。無回答が24件であった。得られたことはなかったということか、今後の課題としたい。記入のあった73件をみると、法規に関する知識、教育の重要性に対する認識、教育の思想や歴史に対する知識などが得られたと回答している。

おわりに

本講義科目についての反省点について整理する。まず、本講義受講の有効性について、自由記述から、冒頭に示した目標の一定程度を達成できたものと考え。ただ、「アウトプットできるまで定着させたい」(【表10】参照)との回答にもみられるように、これらの理解をいかに定着させ維持するか、検討すべきである。

改善すべき点としては、まず、教育の理念や歴史および思想に関する学修をした、という意識はあるが、その必要性が一部理解されていないことである。教育の理念・歴史・思想が現在の教育を成立させている重要な要件であることを、いかに受講者に理解させるかが課題である。また、「講義で、面白くはない」「むずかしい話ばかり」(【表9】参照)などの回答がみられ、今後、より能動的、主体的に学修をすすめられるよう、工夫や改善が必要であることが分かった。また、受講して得られたことに関して無回答が多い点も検討すべきである。

教職課程履修に対する意識については、初年次であるということもあり、おおむね意欲的であることが分かったが、若干名の受講者で入学後に目的意識が低下した面がみられた。現在の所はごく少数ではあるが、教員以外の進路を考える学生に対して、今後、当初の進路に対する意識を向上させる、あるいは資格・免許を取得せずに学修をすすめるための適切な指導が必要かと思われる。

最後に、二点を付言しておく。第一に、専攻、あるいは取得希望免許・資格が異なるにもかかわらず、同一教科で履修させることについて、慎重な議論が必要ではないかという点である。上に示した、「保育に必要なのかあまり実感ない」（【表9】参照）などの言葉にもみられるように、学校種や興味関心が異なる履修者を同じ次元で扱おうとするひずみは解消されなければならない。第二に、冒頭に述べた教職課程コアカリキュラムについてである。「共通的に修得すべき資質能力」も勿論存在しようが、度が過ぎれば、教職課程科目の「学習指導要領」と化す。『反教養の理論』において、ボローニャ・プロセスを「ヨーロッパの高等教育の惨状」¹⁶⁾と評し、高等教育の統一化に対して警鐘を鳴らしている点には、他山の石として目を向けてよいと思われる。

【表9】受講による意識の向上

専攻	問 12 回答	回答数	理由
学校教育専攻	全くそう思わない	0	
	あまりそう思わない	6	何を勉強していいかわからないから。／元から夢が違うから／実習ではなく講義で、面白くないから／難しいことが多いから覚えるのに必死だから。／(無記入 2)
	少しそう思う	32	いろいろなことを学んだから。／くわしく知れた／せっかく学んだので…／なんとなく／ビデオ視聴などで自分の将来をイメージしやすくなった。／やる気に満ちてきた。／より深く知れたから。／教育に関する知識を学んだから。／教育のなかにもいろいろあり、たくさんすることに興味を持てたから／教育の魅力を感じたから。／教育原理で、教員になる上で、たくさんの教養が必要だと思ったから。／教育原理の授業内容をあまり理解できていないから。／教育法規の内容を読んで、教育について再確認できた。／教員というのがどのような職業なのか分かったから。／教員として知っておかなければならないことを知ったから。／教員になるからには歴史を知る必要があり、それを学べた。／興味が増した。／元々教員になろうという気持ちが強かったから／現在の教育のことを勉強してこれからはどうなるか、考えたくなった／実際の現場などのことを聞くので意識するようになった。／若干のイメージが湧いてきた／受講し、話を聞く中でやはりなりたいたいと思った。／少しむずかしいなど思ったから／色々わかったから／責任のある立場だと改めて感じたため。／大事なことを、必要なことを明確に知れたから。／知れないことを学べたから。／知識が増えて何をやればいいのか少し分かったから。／直接、採用試験などでつかえそう。／法律や、現在の教育の実態を知ることができたと思うから。／(無記入 2)
	強くそう思う	20	いろいろな家庭環境の子どもがいるけど、そういう子どもを支えてあげたいと思った。／くわしく学べたから／より具体的なことを学べたので。／より深く色々なことを学べたから。／教育の専門的な事を学ぶ事で、関心が深まったから。／教育学に対して以前から思っていた興味がより深まった。／教員について、教職教養について話が聞けたから。／教職過程を学べるから／教養を学べる。／現在や昔の教育など、より具体的に法律などの勉強ができたから。／子どもについて少しずつ知れたから。／実際に専門教科を勉強すると、とても楽しいから。／人生甘くないと思った。／先生がいい人だなーと思ったから。／専門的な知識を得ることができた。／大学に入ってやっと教育のことが学べたから、これからもっと勉強したい。／知識が増えたから／法律などを学ぶことにより教員という仕事についてしりたいと思ったから。／法律などを学んだことにより、今までの先生の態度の理由がわかり、よりなりたいたいと思ったから。／法律や歴史を学び、試験のことを考えたら、必然的にそう思った。
	無回答	3	
保育専攻	全くそう思わない	0	
	あまりそう思わない	6	むずかしい話ばかりだから。／元々意識を高く持っている為／少しややこしい。／普通／保育に必要なのかあまり実感ないから／(無記入 1)
	少しそう思う	16	教育のことがよくわかった／具体的な内容がでてきた、興味でできた／憲法などを学び、教育の細かいところまで知れたから。／子どもを知ることができたから／将来についてしっかり考えられたことで意識が高まった。／少し教育というものについて詳しくなれた／知らなかった事があったから／内容を知れたから。／難しいなど思ったけど、少しでも自分のなりたいたい職についての知識が増えた。／保育士や幼稚園教諭になるためには法律・憲法を覚えなきゃいけないから／歴史などを学び知識を得られたから／(無記入 5)
	強くそう思う	9	家庭教育でいき届かない部分を補っていきたいと思った。／興味深い話があったから。／色々知って楽しい／人によって教育がどれだけ大切なものかを知ることができた。／(無記入 5)
	無回答	2	
専攻無記入等	全くそう思わない	0	
	あまりそう思わない	0	
	少しそう思う	2 (無記入 2)	
	強くそう思う	1	現在の教育の実態を知ることにより、教育に関わりたいたいと思いました。

【表10】受講して得られたこと

専攻	記述内容
学校教育専攻	<p>「教育」とは何か。教育とはどのような要素が必要となってくるのか。それを知ることができた。／あまり気にしてなかった法律とかを知れて、改めて教師として必要な事が何か、を考え直せたこと。／とくになし／ないです。／なりたい教員に必要なことが少し分かった／海外の教育史も学ぶことができた。／頑張らなくては教員にはなれないということを改めて知らされた講義だったと思います。／教育としての知識／教育とは何かということをしりでも分かった／教育にかんする意識が高まった。／教育についてのことが分かった。教育の基礎などを知ることができた。／教育についての知識が深まった。／教育に関する憲法／教育に関する法律の知識 子どもへの関心／教育の原理を知れた。／教育の現在 教育の制度や、どんな方法があるかがわかった。そして、子どものタイプを知った。／教育の知識が増え、教育現場の実態を知ることができた／教育の歴史や法律に関する知識 教育の必要性／教育基本法など基本知識／教育史です。そして教員になるための勉強の目標も得られました。／教育者の考えを知れた 色々な教育方法／教育法規／教育法規について知れた。／教員という職業がどういったものなのかが分かった。また、教員の苦勞が分かった。／教員としての知識／教員として知っておかなければならないこと、特に教育法規や、昔の教育から現代の教育システムの成り立ち。これらを学べたことが大きいと思います。教員採用試験にも出るので4年後を見越して今頭につめこみたいですよ／教員になる意識が高まった。／教員になるという想いがいっそう強まった。なぜ子どもに教育をするのかという根本的なところを学ぶことができた。／教職教養の勉強意識。／教養を学べる。／憲法やそのたの制度をまなべた。／憲法をたくさん知れた。／高校までには得られなかった知識が増えた。／採用試験で勉強するべき場所の知識／採用試験に向けての意識／子どものことを論理的に学べた／子どもの成長の過程。それによって教え方も変わってくる。教育法規。教育の原点／子どもへの教育の重要性／自分の子どもの時の生活を客観的にみることができ、大変よかった／色々なことを学びました／人物がやったこと。／単純に何かを教えるだけの職業ではないということ。色々な課題解に励まなければいけないと思った。(教員になったら)／知識／法律が知れた。／法律の中の内容を細かく教えていただいたので、アウトプットできるまで定着させたい。／法律同士のつながりや、地域と教育のつながりなどいろいろなことが学べた。／様々な教育に対する考え方が分かった。自分の考え方は違ってもなるほどと思うことがたくさんあった。そういう考えを受け入れることも大切だと思わせられた。／臨界期のことなど成長に関する知識が深まった。／歴史上の思想家の考えや行ったこと</p>
保育専攻	<p>学校教育基本法などの法律を知ることができた。／教育とは何かや、学校、家庭、地域のつながりがよくわかった。／教育についての知識／教育の大切さ、教育に関する法律の知識を得られました。／教育の必要性／教育の法律／教育の歴史／教育の歴史について深く知れた。／教育者になる立場としての意識と自覚。／憲法／原理のことが分かりました。／子どもと接するだけでなく、法律や歴史を知ることで、より教育について考えさせられた。／自分が考えてた教育とは違って、新たな教育の知識を得られた事／将来保育士になるにあたって知っておくべきことを学べたと思う。／世界には動物に育てられたこともがいたり、人は人と接することだけではなく様々なものと触れ合うことが大切だということ。／昔から「教育」はあり大切な物だと分かった。／法律や、過去の教育思想などの知識／野生児などの興味深い話を聞くことができ、教育とは、様々な環境が関係していると思った。／歴止等が知れた事</p>
記入等無	<p>教育基本法や定められていることについて深く学べることができました。／教育法規の知識</p>

註

- 1) 中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(答申), 平成27年12月21日, http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afldfile/2016/01/13/1365896_01.pdf: 平成29年8月5日閲覧。以下、「答申」と略記する。
- 2) 答申, 32頁。
- 3) 答申, 49頁参照。
- 4) 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会第1回配付資料「資料1 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の設置について」, 平成28年8月2日, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/attach/1376415.htm: 平成29年8月4日閲覧。
- 5) 「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会(第5回)配付資料」平成29年6月29日, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/shiryu/1388304.htm: 平成29年8月4日閲覧。
- 6) 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会編「教職課程コアカリキュラム(案)」平成29年6月29日, 2頁 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/shiryu/_icsFiles/afldfile/2017/07/25/1388304_3_2.pdf: 平成29年8月4日閲覧)。以下、「案」と略記する。
- 7) 案, 9頁参照。「各事項に係るコアカリキュラム(案)」は、それ以前、平成29年3月の第4回検

討会においてすでに示されている (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2017/04/12/1384154_1.pdf : 平成 29 年 8 月 4 日閲覧).

- 8) 東海学園大学編「2017 履修の手引き 教育学部教育学科」, 28 頁参照.
- 9) 同上.
- 10) 平成 29 年度春学期シラバス「教育原理」(<https://unipaap2.tokaigakuen-u.ac.jp/up/faces/up/km/Kms00802A.jsp> : 平成 29 年 8 月 5 日閲覧).
- 11) 同上.
- 12) 【図 2】に示した新聞記事は、「小学英語 総合学習枠で」(『読売新聞』2017 年 5 月 25 日朝刊 1 面)を用いた.
- 13) 選択肢は以下の 12 である.
保育士 (公立) / 保育士 (私立) / 幼稚園教諭 (公立) / 幼稚園教諭 (私立) / 認定こども園 / 託児所等 / 小学校教諭 / 中学校教諭 (科目) / 高等学校教諭 (科目) / 養護教諭 / 栄養教諭 / その他
このうち, 養護教諭, 栄養教諭を選択した者はいなかった.
- 14) この点については, 拙稿「『教育課程論』受講者における教職課程履修に対する意識」(東海学園大学スポーツ健康科学部編『東海学園大学教育研究紀要』第 1 号, 2015 年, 40-52 頁)においてもほぼ同様の結果が得られた.
- 15) 「職場体験等」(「中学の職場体験から」「職場体験」等の回答)はすべて保育専攻であった. また, 問 4「現在考えている卒業後の志望」は保育士 (公立), 保育士 (私立), 幼稚園教諭 (公立), 幼稚園教諭 (私立), 認定こども園, 託児所等のいずれかであった.
- 16) コンラート・パウル・リースマン著, 斎藤成夫・齋藤直樹訳『反教養の理論』法政大学出版局, 2017 年, 92 頁.